## 焼津地区漁協合併協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、焼津地区の2漁業協同組合(焼津漁業協同組合、小川漁業協同組合)の合併実現に向けて、必要な事項及びその方策について協議を行い、円滑な合併推進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、焼津地区漁協合併協議会(以下「協議会」とい う。)とする。

(事業)

- 第3条 この協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 合併方針の樹立並びに経営計画の策定に関する事項
  - (2) 合併の実現に向けて必要な調査・研究に関する事項
  - (3) その他合併推進に必要な事項

(協議会)

第4条 この協議会は、次に掲げる団体の役職員により構成する。

① 漁業協同組合

両組合合計7名

② 静岡県

2名

③ 焼津市

1名

④ 静岡県漁業協同組合連合会

1名

- ⑤ 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店
  - 1名

- 2 協議会に会長1名をおく。
- 3 会長は、両組合兼任の代表理事組合長とする。
- 4 会長は、協議会を招集し議長となる。

(作業部会)

- 第5条 この協議会に作業部会をおく。
  - 2 作業部会は、調査・検討の必要に応じて設置する。
  - 3 部員は、委員の所属する団体の役職員の中から選任する。

(事務局)

第6条 この協議会の事務局は、焼津漁業協同組合におく。

(経費)

第7条 この協議会の運営に必要な経費は、両組合が均等に負担する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、 その都度協議会の承認を得て、会長が定める。

(付則)

1 この規約は2025年10月27日より適用する。